第６　危険物製造所等の仮使用承認申請

（法第11条第５項ただし書、規則第３条）

１　仮使用承認申請に必要な書類及び編さん

仮使用承認申請書に必要な添付書類は、次の書類とする。

なお、編さん順序は、必要な添付書類の掲載順に編さんすること。

(1) 仮使用承認申請書（危険物規則様式第７、様式第７の２又は様式第７の３）

(2) 工事計画書（工事の内容、方法、工程、火災予防上必要な安全対策及びこれに係る設備等の設置方法、仮設設備の位置及び構造、使用器具（火気及び火花を生ずるおそれのあるもの）等を記載すること。）

(3) 平面図（仮使用部分、工事計画書に記載された事項の設置場所及び掲示板の位置を記載すること。）

(4) 変更申請書において重複する図面等は、省略することができる。（変更許可申請書と同時に提出された場合に限る。）

２　申請の方法

(1) 仮使用承認申請は、原則として、製造所等の変更許可申請時に一括して提出すること。

(2) 仮使用の承認を受けた製造所等について、完成検査を受ける前に別の変更許可申請をした場合は、再度仮使用承認申請すること。ただし、仮使用の範囲に変更のないものは、この限りではない。

３　仮使用の範囲

(1) 仮使用の範囲は、変更工事に係る部分以外の部分（以下「仮使用範囲」という。）とし、かつ、当該変更工事の内容が火災予防上支障がないと認められる場合に限ること。

(2) 製造所等の変更許可後、変更工事の一部が完成した場合において、当該部分の仮使用は認められない。

(3) 製造所等の部分的な変更であっても、当該変更部分の工事を行うことにより、当該製造所等が事実上使用不能となる次の場合は、仮使用承認申請は必要としない。

ア　全ての固定給油設備等を取り替える場合等で、地下タンクに危険物が残存していても物理的に給油行為ができない場合

イ　屋外タンク貯蔵所で保安検査又は内部開放検査等によりタンク本体を開放している場合

(4) 一連の変更工事を行うものの当該変更工事に係る仮使用については、次によること。

ア　一の変更許可申請で図４－６－１のＡ、Ｂ、Ｃ及びＤの部分の変更工事が同時に行われる場合は、仮使用範囲は存在しないことになる。

イ　一の変更許可申請で変更工事が図４－６－１のＡ、Ｂ、Ｃ及びＤの各部分ごとに分割して順次行われる場合の当該変更工事の進行に伴う仮使用範囲については、次によること。

(ｱ) 変更工事がＡの部分に限られる場合における仮使用範囲は、Ｂ、Ｃ及びＤの部分となる。

なお、この場合の当該仮使用承認申請は、Ａの部分の工事着手前に仮使用の承認を受けなければならない。

(ｲ) Ａの部分の変更工事に引続き変更工事がＢの部分となる場合における仮使用範囲は、Ｃ及びＤの部分となる。

(ｳ) Ｂの部分の変更工事に引続き変更工事がＣの部分となる場合における仮使用範囲は、Ｄの部分となる。

(ｴ) Ｃの部分の変更工事に引続き変更工事がＤの部分となる場合は、仮使用範囲は存在しないことになる。

A	C
B	D

図４－６－１　仮使用範囲

ウ　一の製造所等において、複数の変更工事を行う場合の変更許可申請に伴う仮使用範囲については、「製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続きについて」（平成11年３月23日消防危第24号）によること。

４　仮使用の承認期間

(1) 仮使用の承認期間は、仮使用の承認後から完成検査済証の交付までとするが、必要最小限の日数とすること。

(2) 仮使用期間が３箇月以上の長期におよぶ場合は、必要に応じて工事の進捗状況等について報告を求めること。

５　掲示板

仮使用承認済の掲示板は、図４－６－２の例によるものとし、仮使用期間中、見やすい箇所（変更工事箇所と仮使用範囲とが離れている場合は、工事箇所）に掲出すること。

なお、変更工事が２箇所以上となる場合は、原則としてその箇所ごとの掲出とすること。

250mm × 350mm

消防法による仮使用承認済	
製造所等の別	
承認年月日、番号	
承認行政庁名	埼玉西部消防組合

備考１　文字は黒
　　２　地色は白

図４－６－２　仮使用承認掲示板